

# 請願文書表

請願番号	第14号	請願要旨
受理年月日	令和7年12月2日	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込んだが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）にとどまり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて3分の1程度にとどまっている。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げる医療機関や介護施設が続出している。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、すべてのケア労働者が差別なく待遇改善につながる施策にするべきである。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げ<sup>1</sup>るべきである。</p> <p>私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の待遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下の点を国に求める意見書の提出を求める。</p>
請願者所名		<p><sup>1</sup>年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るすべてのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、24年診療報酬改定に盛り込まれた「ペア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引上げ率0.61%を基礎に5万円に必要な診療報酬引上げ率を6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して10%以上の引上げ率とした。</p>
紹介議員	中山和行 節木三千代	<p><b>【請願項目】</b></p> <p>1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒して介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
付託委員会	厚生・産業・企業常任委員会	
審査結果		

# 請願文書表

請願番号	第19号	請願要旨
受理年月日	令和7年12月4日	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>障害福祉職場の人材確保難が深刻化し、大きな社会問題となっている中、政府による抜本的な処遇改善策が求められている。厚生労働省は、24年4月からの障害福祉サービス等報酬1.12%の引上げ、同年6月の処遇改善加算一本化と加算率引上げ等によって、24年度には2.5%、25年度には2.0%のベースアップが可能と説明してきた。</p> <p>実際に少なくない多くの事業所で給与改定に結びついているものの、それでも全産業との賃金格差は大きく、今年度でいえばむしろ拡大している。厚生労働省の「令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」によれば、「加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた」とする事業所が77%に上り、25年度分の賃上げ原資に充当できない事態となっている。また、事業によっては算定方式が変更され、実質的に収入がマイナスになっているケースもある。</p> <p>さらに、報酬は3年ごとのため、毎年引き上げられる最低賃金や他産業の賃金水準に合わせた改定がされることで、賃上げの原資が不十分になっていることも大きな問題である。このままでは、介護や障害福祉の事業所で働く労働者の全産業平均との賃金格差がさらに広がり、人材の確保・定着はできず、事業所の運営もできなくなってしまう。</p> <p>このような状況を踏まえて、介護および障害福祉サービスに従事する労働者の人権保障、事業所での人材確保の観点から、下記について、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう請願する。</p>
件名	障害福祉サービス等報酬の臨時改定などを国に求める意見書採択について	
請願者住所名		
紹介議員	中山和行 節木三千代	
付託委員会	厚生・産業・企業常任委員会	
審査結果		以上